

# みんなで公的年金のお話

保健医療課国保年金係 ☎ 0824-73-1158

## 公的年金制度とは

高齢者になったとき（老齢年金）、障害の状態になったとき（障害年金）、一家の担い手が死亡したとき（遺族年金）などに所得保障を行い、本人または家族の生活を支えていくのが公的年金です。

### 基本的な仕組みは次のとおりです。

①国民皆年金　すべての国民が年金保障の対象となっています。

②社会保険方式　保険料の納付実績に応じて、年金を受ける権利・金額が決まります。

③世代間扶養　現役世代の納める保険料が今の中高齢世代の生活を支え、現役世代が今の中高齢者になつたときには、次の世代の納める保険料が生活を支える仕組み。「世代と世代の支え合い」を基本理念としています。

## ポイント1 年金制度は2階建て

年金制度は、基礎の年金（1階部分）

の国民年金と、上乗せ（2階部分）する厚生年金・共済組合（共済年金）があ

ります。厚生年金や共済組合（共済年金）に加入していない国民年金のみの被保険者（第1号被保険者）にも、国民年金基金という上乗せ部分の年金が支給されています。

会社員や公務員も国民年金保険料を納めています。

国民年金はすべての公的年金の基礎となる年金です。会社員や公務員などの第2号被保険者も、厚生年金や共済組合の保険料を納めることで、同時に国民年金の保険料も納めています。

## ポイント2 子どもたちの生活も保障する

### 保険料の納め忘れは要注意です

このように、世代間扶養の仕組みに基づいた公的年金制度は、大人だけではなく、制度に加入する前の子どもたちの生活も保障しています。



## お知らせ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます  
（年末調整・確定申告まで大切に保管を！）

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象）。

この控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。平成24年1月1日から9月30日までの間に保険料を納付した方には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した方には、来年2月上旬に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の照合

● 控除証明書専用ダイヤル（3月15日まで）  
☎ 0570-070-1117

● 050または070から始まる電話でおかけになる場合  
☎ 03-6700-1130